

## 不妊治療費の助成について

羽咋市では、不妊治療に要する費用を支援し、経済的な負担の軽減を図っています。  
不妊治療の助成制度には《一般不妊治療》と《特定不妊治療》の2種類があります。

### 《一般不妊治療費の助成》

対象となる治療	タイミング法、薬物療法、手術療法、人工授精 など
助成金額	対象経費の合計額のうち3割を自己負担とし、残りの7割の額。
助成期間	連続する2年間 ※ただし、やむを得ない事情により治療を中断した期間を除く
助成対象者	夫婦の両者又は一方が、治療期間中に羽咋市に住所を有し、かつ石川県内に1年以上前から引き続き住所を有する者であること。
申請方法	羽咋すこやかセンター内 羽咋市市民福祉部健康福祉課健康推進係の窓口にて申請 《必要書類》 ①一般不妊治療費助成交付申請書（請求書） ②一般不妊治療医療機関受診等証明書 ③夫婦のどちらかが羽咋市に住所を有しない場合のみ、戸籍上の夫婦であることを証明する書類（6か月以内に発行された戸籍謄本等） ④振込先のわかる通帳のコピー
申請期間	治療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に申請してください

### 《特定不妊治療費の助成》

石川県特定不妊治療費の助成を受けた方で、さらに自己負担がある方を対象に助成しています。

対象となる治療	体外受精、顕微授精、男性不妊 など
助成金額	1回の治療費のうち3割を自己負担とし、残りの7割のうち、石川県不妊治療費助成事業により、助成を受けた額を差し引いた額。ただし、助成する額は、1回の治療につき上限25万円までとする。
助成対象者	石川県不妊治療費助成事業に準ずる
申請方法	羽咋すこやかセンター内 羽咋市市民福祉部健康福祉課健康推進係の窓口にて申請 《必要書類》 ①羽咋市特定不妊治療費助成交付申請書 ②石川県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し ③石川県知事が交付する不妊治療費助成承認決定通知書の写し ④振込先のわかる通帳のコピー
申請期間	石川県不妊治療費助成事業に準ずる（治療を終了した日の属する年度内まで）

#### 【お問い合わせ先】

〒925-0027 羽咋市鶴多町亀田 17

羽咋すこやかセンター内

羽咋市市民福祉部健康福祉課健康推進係

電話：0767-22-1115 FAX：0767-22-7179